

温室効果ガス排出量  
第三者検証報告書（限定的保証）  
大和ハウスリート投資法人  
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社 御中

2023年8月10日  
株式会社 日本環境認証機構  
東京都港区赤坂 2-2-19（アドレスビル）  
代表取締役社長 小野寺 浩幸

株式会社 日本環境認証機構（以下、「当社」）は、大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下、「組織」）より報告された温室効果ガス排出量情報に対して検証を行った。

## 1. 検証の目的及び範囲

当社は、組織から報告された大和ハウスリート投資法人における2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）及び2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の温室効果ガス排出量情報について検証を行った。

### 1) スコープ1及びスコープ2 温室効果ガス排出量

- ・対象物件（2021年度211物件、2022年度215物件）におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

### 2) 組織の定義に基づくスコープ3 温室効果ガス排出量

検証結果に基づき、組織は検証に供された温室効果ガス排出量情報の一部を修正した。

## 2. 会社の責任

算定書を作成し温室効果ガス排出量を報告する責任は組織にあり、当社の責任は、独立の立場から算定書に記載された温室効果ガス排出量に対する意見を表明することにある。なお、温室効果ガス排出量は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。

## 3. 独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される規則の要件の遵守に関する文書化された方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

## 4. 検証手続

当社は、国際保証業務基準第3410号「温室効果ガス報告に対する保証業務」（ISAE3410）に基づくJACO基準に準拠して検証を行った。当社は、限定的保証の一環として以下の活動を行った。

- ・温室効果ガス排出量を特定し、算定する責任のある組織関係者へのヒアリング
- ・温室効果ガス排出量を決定するために用いられた情報（データ）に対し、算定基準の適用方法、データの測定方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定書における記載の検討
- ・温室効果ガス排出量の正確性を確認するための情報（データ）のサンプリングによる検証

限定的保証業務で実施される手続は、合理的保証業務よりもその種類と時期が多様であり、その範囲が狭い。その結果、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証よりも相当に低い。

## 5. 検証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、報告された組織の温室効果ガス排出量が、組織の算定基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった。

### 検証された温室効果ガス排出量

2021年度 スコープ1：198 tCO<sub>2</sub>e、スコープ2：6,648 tCO<sub>2</sub>e（ロケーション基準）、  
スコープ3：26 tCO<sub>2</sub>e（マーケット基準）、スコープ3：98,951 tCO<sub>2</sub>e  
2022年度 スコープ1：195 tCO<sub>2</sub>e、スコープ2：6,586 tCO<sub>2</sub>e（ロケーション基準）、  
スコープ3：20 tCO<sub>2</sub>e（マーケット基準）、スコープ3：104,290 tCO<sub>2</sub>e

以上